大阪労働局

Press Release

淀川労働基準監督署発表
平成２９年２月１４日

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（安全帯等墜落防止措置を講じなかった疑い）

平成２９年２月１４日、淀川労働基準監督署（署長　谷本　晃）は、下記のとおり株式会社つばき電設及び同社大阪営業所長を労働安全衛生法違反の疑いで、大阪地方検察庁に書類送検した。

記

１　被疑者

（１）株式会社つばき電設（でんせつ）
　　本社所在地　　福岡県筑紫郡那珂川町中原
　　事 業 内 容　　電気工事業

（２）同社　大阪営業所長 A

２　違反条文等

労働安全衛生法違反
　同法第 21 条第２項
　同法第 27 条第１項
　　労働安全衛生規則第 519 条第２項
　同法第 119 条第１号（罰則）
　同法第 122 条（両罰）

３　事件の概要

被疑会社の営業所長 A は、被疑会社が請け負った大阪府池田市にある３階建て建物屋上のテレビ用アンテナ付替え工事の現場責任者として、労働者を指揮監督し、その安全を管理するものであるが、同人は、平成２８年７月１５日、同工事現場の屋上床面の端で労働者 B にテレビ用アンテナの取付作業を行わせるに当たり、同床面は周囲に手すりがなく、高さが地上から９．３８メートルあり、同所から墜落により危険を及ぼすおそれがあったにもかかわらず、労働者に安全帯を使用させるなどの墜落防止の措置を講じなかったものである。

４　参考事項

（１）平成 28 年 7 月 15 日、新設したアンテナの調整のため、労働者 B が屋上へ上り、屋上床面の端を移動していたところ、同所から約６メートル下の隣接するアパートの外階段の踊り場へ墜落し、一時意識不明の重体に陥ったものである。

（２）労働安全衛生法では、高さが２メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等の墜落防止措置を講じなければならず、作業床の端に手すり等を設けることが著しく困難である場合

には、労働者に安全帯を使用させる等により墜落防止措置を講じなければならないことが規定されている。

（３）　適用法条文は次のとおり。

労働安全衛生法
（昭和四十七年六月八日法律第五十七号）
第二十一条
２　事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。
第二十七条
第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。
第百十九条
次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
一　第十四条、第二十条から第二十五条まで、第二十五条の二第一項、第三十条の三第一項若しくは第四項、第三十一条第一項、第三十一条の二、第三十三条第一項若しくは第二項、第三十四条、第三十五条、第三十八条第一項、第四十条第一項、第四十二条、第四十三条、第四十四条第六項、第四十四条の二第七項、第五十六条第三項若しくは第四項、第五十七条の三第五項、第五十七条の四第五項、第五十九条第三項、第六十一条第一項、第六十五条第一項、第六十五条の四、第六十八条、第八十九条第五項(第八十九条の二第二項において準用する場合を含む。)、第九十七条第二項、第百四条又は第百八条の二第四項の規定に違反した者
第百二十二条
法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
労働安全衛生規則
（昭和四十七年九月三十日労働省令第三十二号）
第五百十九条
１　事業者は、高さが二メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等(以下この条において「囲い等」という。)を設けなければならない。
２　事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。